

## 令和7年度全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業に係る委託の募集要項

### 1 委託事業の名称

令和7年度全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業

### 2 事業の目的

この業務は、子どもが現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所で、様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら成長し、主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、子ども食堂や学習支援、体験活動の場など、子どもの視点に立った子どもの居場所づくりの推進に向けた民間団体等の取組を支援することを目的とする。

### 3 業務の内容

別紙「全県版おかやま子ども支援ネットワーク業務委託仕様書」のとおりとする。

### 4 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 5 契約限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

12,500,371円

### 6 応募資格

- (1) 岡山県内に事業所及び活動拠点を有すること。
- (2) 法人格を有していること。（ただし、社会福祉法人は除く。また、団体の共同提案は不可とする。）
- (3) 県内全域の子ども食堂をはじめとした子どもの居場所とのネットワークを構築できる横のつながりを有するほか、子どもの居場所について見識があり、設立や運営に関する的確なアドバイスを行えるものであること。  
特に、子どもの居場所コーディネーターは、直近1年以上継続して、子どもの居場所運営やフードドライブ活動に実際に携わった経験があり、困難な問題を抱える子どもやその家庭の相談対応を行っていること。
- (4) 子ども食堂を実施するための知識やノウハウを有し、子ども食堂のない又は少ない市町村において、体験型の子ども食堂の実施ができるものであること。（本項目について再委託は禁止する。）
- (5) 仕様書に定める業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を整え、自ら実施することができること。
- (6) ひとり親への支援施策など、県の行う情報提供業務に協力ができること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 岡山県税を滞納していない者であること。
- (10) 岡山県暴力団排除条例（平成22年12月21日条例第57号）第2条に規定する暴力団でないこと。

## 7 手続等

### (1) 担当課

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課家庭支援班  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
直通電話 086-226-7349 F A X 086-234-5770  
メールアドレス kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

### (2) 参加意思表示手続等

この業務に参加を希望する者は、「参加意思表示書」（様式第1号）及び募集要項に記載する必要事項を次のとおり提出しなければならない。また、参加意思表示者は、県の担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

#### ①募集要項等の配布期間及び場所

##### ア 配布期間

令和7年2月21日（金）午前9時から令和7年3月5日（水）午後5時までとする。

##### イ 配布場所

以下の子ども家庭課ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/838035.html>

#### ②必要書類、提出期間、場所及び方法

##### ア 必要書類

(i) 参加意思表示書（様式第1号）

(ii) 本公示の「6 応募資格」に定める法人の活動実績書（様式第2号）

(iii) 法人の登記事項証明書（提出日前3か月以内のものに限る）

##### イ 提出期間

令和7年2月21日（金）午前9時から令和7年3月5日（水）午後5時までとする。

##### ウ 提出場所

上記7（1）の場所に同じ。

##### エ 提出方法

持参又は郵便等（簡易書留、その他これに準ずる方法によるものとする。）

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（閉庁日を除く）郵送の場合は、提出期限当日の消印有効とする。

### ③参加意思表示者の資格要件の審査結果

ア 参加意思表示書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、審査会に参加することが出来ない。

#### イ 参加資格がないとされた理由の説明

上記アの通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に上記7（1）の宛先にメールで説明を求める書面を提出することができる。

### ④委託仕様書等に対する質問の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和7年2月21日（金）午前9時から令和7年3月5日（水）午後5時までとする。

#### イ 質問方法

「委託仕様書に対する質問・回答書」（様式第3号）によりメールで問い合わせることとし、面談又は電話での質問、受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

#### ウ 宛先

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課 kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

#### エ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年3月7日（金）午後5時までに岡山県子ども・福祉部子ども家庭課ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項や参加資格に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。なお、質問の内容によっては回答しないこともある。

オ プレゼンテーション実施後、委託仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 8 審査会

### (1) 提案書等の提出

審査会に参加する者は、次の場所へ持参又は郵送（簡易書留、その他これに準じる方法によるものとする）により提案書等を提出しなければならない。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（閉庁日を除く。）郵送の場合は、提出期限当日の消印有効とする。

ア 提出期限 令和7年3月13日（木）午後5時（厳守）

イ 提出場所 上記7（1）の場所に同じ。

ウ 提出書類

(i) 全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業に関する提案書  
（様式第4号）

(ii) 提案書詳細  
（提案書詳細（ひな形・様式第5号）及び「提案書作成要領」参照）

- (iii) 法人の概要及び過去の事業に関する事業実績
    - ・法人概要（様式任意） 既存のパンフレット等でも可。
    - ・「6 応募資格（3）」に関する法人の過去の主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。
  - (iv) 見積書（様式任意でその内訳を記載）
    - ・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
  - (v) 県税納税証明書（県税に滞納がないことの証明書）
    - ※県民局又は地域事務所の税窓口で取得できます。
    - 提出日前3か月以内のものに限る。
  - (vi) 誓約書（様式第6号）
  - (vii) 契約保証金に関する確認書（様式第7号）
    - エ 提出部数 4部（正本1部、副本3部）
    - ※ファイルに綴じて提出すること。
- (2) 提案書の説明
- 次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。
- ①日時 令和7年3月19日（水） 午前10時～
  - ②場所 岡山市内（予定）
    - ※時間・場所の詳細は、参加者に別途連絡する。
  - ③プレゼンテーションは、8（1）アの提出期限までに提出された資料のみを用いて行うことができる。（当日の新たな資料の持ち込みは不可。）
- (3) 新たな参加意思表示者がいなかった場合の対応
- 上記審査会は開催せず、以下の法人と随意契約手続きを行う。
- 一般社団法人岡山こども食堂支援センター

## 9 提案書の審査及び選定

### (1) 審査方法

全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業選定委員会（以下「委員会」という。）において、以下に基づき評価委員（委員会の委員をいう。以下同じ。）の合議により、提案書等、見積価格及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、総合評価の最も高い提案者を契約予定者とする。

ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

### (2) 採点基準

別紙「採点基準」のとおり

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに各応募者に対し選定結果を書面にて通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。

なお、他の応募者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本公示及び委託仕様書の内容を満たさない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）
- ③見積書の金額が委託仕様書5の委託上限額を超える場合
- ④8（2）の審査会に参加しなかった場合
- ⑤公正な業者選定の執行を妨げた場合
- ⑥評価委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦その他提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

## 10 契約書の作成要否 要

## 11 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

## 12 その他

- （1）提出された提案書等の修正は原則として認めない。
- （2）応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- （3）受託者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- （4）応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- （5）審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付資料の記事事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- （6）採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- （7）提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- （8）提案書等の作成においては、著作権に配慮すること。
- （9）委託業務の成果は県に帰属するものとする。
- （10）申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- （11）委託契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。
- （12）本事業に係る契約は、岡山県議会において予算が議決されることを条件とする。

## 13 委託料支払時期 年度末（必要に応じて委託料の一部の概算払も可とする）